

本誓寺 門徒会通信 第十号

発行責任者
白崎 英旦

本誓寺の現状について

吉田是行前住職が逝去されてから早や一年半が経過しようとしております。本誓寺の門信徒の皆様には未だに後継住職が決まらない状況についてあきらめに近いもどかしい気持ちを持ちながらお過ごしのことと拝察しております。本誓寺を正常化する門徒の会（以下、当会）と致しましては、皆様方の御意見を本山に逐次お伝えするとともに、当会役員一丸となり、現状を打破すべく本山に対し嘆願を行ってまいりました。その結果、同封の書面を平成二十八年二月十八日付（組教発第六十四号）にて本山組織部から頂戴しております。この中には長男吉田明氏と次男吉田信氏との話し合いが重要であること、また、本山宗務総長による特命代務者の任命の可能性まで踏み込んで記載されております。

さて、過日当会から長男吉田明氏ならびに次男吉田信氏に書面をお送りし、以下の五項目について質問をさせて頂きました。一・寺門全体のために今何をなすべきとお考えですか。二・本誓寺内に対立が生じ、これまで正常化が実現しない第一の原因は何であるとお考えですか。三・今後、本誓寺を正常化し、お寺としての本来性を取り戻すためにはどのようなことをなすべきかお考えをお教え下さい。四・お寺本来の存続目的は何であるかお考えをお教え下さい。五・本誓寺壇信徒のお寺に対するこれまでの不信感をどのようにして払拭するおつもりであるのか、また、門信徒に対して謝罪する気持がお有りになるのかお聞き致します。

長男吉田明氏からは回答がありました。次男吉田信氏から回答はありませんでした。本誓寺の混乱は我々門信徒には全く責任はありません。誰に責任があるか門徒の皆様御家族で話をされてみてはいかがでしょう。ところで、平成二十八年三月付にて副住職吉田信氏から門信徒の皆様へ「本誓寺門徒の皆様へのお知らせ」という書面が届いているかと思えます。その中に「代表役員が不在である理由」が記されています。その内容は真宗大谷派の宗務総長が住職（代表役員）を任命することになっているが、それが行われていないため、住職、代表役員が不在である」と記載されています。しかし、この説明文は誤っています。確かに住職の任命は宗務総長が行う（寺院教会条例第十条第一項）わけですが、そのためには住職の任命申請書の提出が必要であり、代表役員以外の責任役員及び総代全員の署名、押印を必要とする（寺院教会条例施行条規第十条）ことが規定されておりました。本誓寺規則においても第六条にそのことが明記されています。すなわち本来は門徒総会にて総代が選出され、その総代の同意を得て住職の任命申請書を提出し、本山宗務総長から住職の任命がなされるわけです。しかしながら、本誓寺においては平成二十四年五月から総代が不在であり、総会も開催されていないことから適任な住職の任命申請書の提出が出来ない状況となっており、このため特例として「宗務総長は特別の事由がある」と認めた場合に限り、申請によらず、宗務役員その他役職にある者を住職又は代務者に特に任命することがある。」（寺院教会条例施行条規第十四条）を待たなければならぬのです。

このことは是非覚えて頂きたいと思えます。今後、本誓寺が宗教学法人として存続するためには前述した寺院教会条例施行条規第十四条による住職あるいは特命代務者の任命を受けることが必要となります。当会としては、次男吉田信氏には門信徒様のことを第一に考え、本誓寺が一日も早く正常化出来るよう、長男明氏、仙台教務所長、盛岡組長との話し合いに応じ、少なくとも特命代務者が任命された際には、その方にお寺の運営について全面的に協力する意思表示をして頂きたいと願うものです。また、当会としても粘り強く本山に対し特命代務者任命の嘆願を行ってまいります。それでも代務者不在が続くときは、寺を守るため、宗教学法人法に則り代表役員の職権を代行する者を裁判所に選任して頂くことも考慮することになります。

皆様へのお願

門信徒一人一人の切なる願いが本山に伝わるが大変重要な時期となっております。長い歴史と伝統を誇る本誓寺の再興を願う皆様方の忌憚のないお気持ち、また、宗教学法人としての責任を果たすことが出来るよう一日も早い特命代務者の選任、任命を本山にお願いして頂きたい旨をお手紙にて本山宗務総長里雄康意様宛に同封の封筒をお使いになり、お出し頂ければ幸いです。